

ご利用の手引き

資金名	企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）			
目的	経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度を利用し、中小企業活性化協議会や経営サポート会議の支援により事業再生を行う中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者	<p>県内で事業を営む中小企業者等で、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度の申込人資格要件※を満たす者</p> <p>[※経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度の申込人資格要件（概要）]</p> <p>中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②]</p>			
資金使途	設備資金、運転資金及び借換資金（いずれも事業再生の計画の実施に必要な資金に限る） [その他のポイント③]			
借 換	既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント③]			
融 資 条 件	利 率	年 1. 3 5 %（固定）	期 間	1 5 年以内（うち据置 3 年以内）
	限 度 額	1 企 業・1 組 合 2. 8 億 円	預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度に対応		
	責任共有制度	原則として対象 [その他のポイント④]		
	保 証 料 率	年 0. 4 0 % [その他のポイント⑤⑥]		
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者も含めて不要） [その他のポイント⑥]		
	担 保	保証協会の定めによる		
申 込 先	取扱金融機関			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）			
添 付 書 類	<p>② 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度所定の事業再生計画書 [その他のポイント⑦]</p> <p>③ 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度所定の経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合） [その他のポイント⑦]</p> <p>④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類</p>			
融 資 フ ロ ー	<p>中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 取扱金融機関 → 保証申込 → 保証協会 保証協会 → 保証承諾 → 取扱金融機関 取扱金融機関 → 実行報告 → 県</p> <p>期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑧]</p>			
そ の 他 の ポ イ ン ト	① 国の全国統一制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いには経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度要綱に依拠します。経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。			

- ② 「事業再生計画」とは、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度要綱の申込人資格要件に規定される計画であって、主に以下のものをいいます。
- ア 中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - イ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
 - ウ 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - エ 特定認証紛争解決手続に従って作成された計画
 - オ 整理回収機構が策定を支援した計画
 - カ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
 - キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した計画
 - ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
 - ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
 - コ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した計画
- ③ 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ④ 本貸付は責任共有制度の対象となります。ただし、以下の場合には責任共有制度の対象外となります。
- ア 責任共有制度対象外の既往借入金のみを同額以下で借り換える場合（したがって、責任共有制度対象外の資金と責任共有制度対象の資金を一本化する場合は、責任共有制度の対象となります）
 - イ セーフティネット保証5号であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（令和2年2月1日～令和3年12月31日）に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金を同額以下で借り換える場合
 - ウ 特別小口保険にかかる保証を利用する場合
- ⑤ 保証料率は0.80%（責任共有制度対象外の場合1.00%）ですが、国による保証料補助により、当初保証料の負担が一律年0.40%相当額となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。
- ⑥ 「経営者保証免除対応」とは次のア及びイを満たす場合に、経営者保証を免除することができる制度です。
- ア 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
 - イ 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない
- 「経営者保証免除対応」を適用する場合、保証料率は1.00%（責任共有制度対象外の場合1.20%）ですが、この場合も、国による保証料補助により、当初保証料率の負担は一律年0.40%相当額となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。
- ⑦ 計画書の雛形及び所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑧ 金融機関は、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱の定めるところにより、継続的な経営支援等を行う責務を負います。
- [経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]
- ア 原則として四半期に1回、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
 - イ 事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。
 - ウ 原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する。
 - エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。